

当協会の事業に伴う注意事項

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人日本福祉感染予防協会（以下「協会」という。）の事業に伴う注意事項について定める。

(著作権等)

第2条 当協会の事業に関する図書、資料、インターネットに掲載した情報及び出版物等（以下「著作物」という。）に関する知的財産権は、すべて協会に帰属するものとし、次に掲げる事項を行う場合は、協会の承諾を得るものとする。

- (1) 著作物の内容を、自己又は第三者の名をもって、公衆に公開する行為
- (2) 著作物の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- (3) 著作物の内容を、複製・改変等して第三者に配布する行為

2 前項に規定する事項に関して、第三者に誤解を生じさせるおそれがあると協会が判断した行為を行った場合、協会は、その記載の変更、削除又はその他対応を求めることができ、行為を行った者は、直ちにこれに応じるものとする。

(協会の名称等の使用禁止)

第3条 協会に関連するものであると誤解されるおそれのある表現を用いて、協会の名称及びロゴを使用してはならない。

(競業禁止)

第4条 協会が行う事業と同種又は類似の事業を行う場合、協会に事前承諾を得ずに行ってはならない。

(業務妨害の禁止)

第5条 脅迫、威圧、強要、勧誘又はその他いかなる方法をもってするかを問わず、協会が実施する事業の遂行を妨害してはならない。

(損害賠償請求)

第6条 本注意事項に違反した場合、協会は、違反した者に対し、損害賠償請求することができる。

(合意管轄)

第7条 本注意事項に関する一切の紛争については、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。